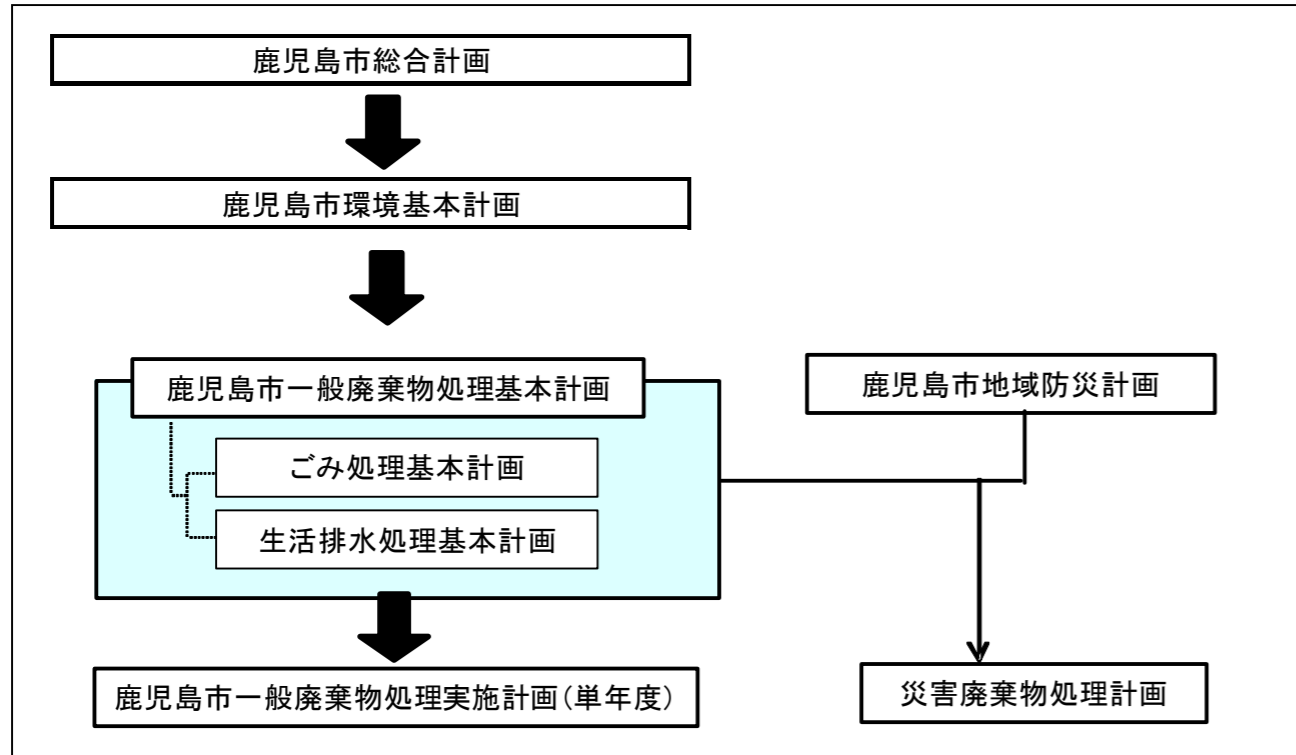


一般廃棄物処理基本計画平成28年度改訂版（素案）の主な内容について

1 一般廃棄物処理基本計画とは

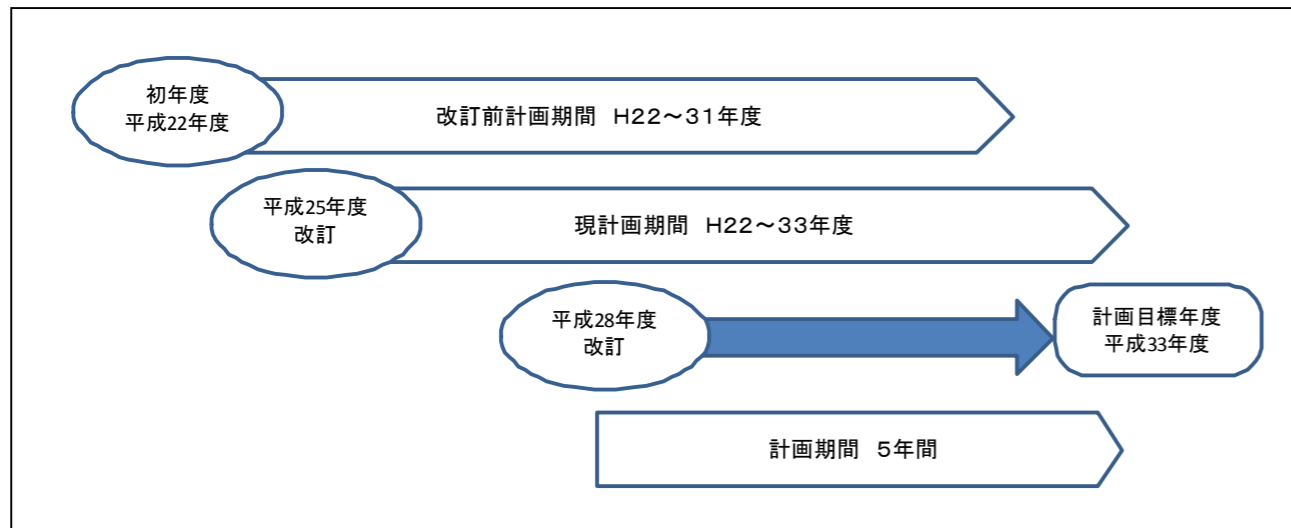
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村が区域内の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めたもので、国の指針で概ね5年ごとに見直すこととなっています。現在の計画の目標値や施策について、ごみの現状等を踏まえ、今回計画の見直しを行うものです。

(計画の位置付け)



(現計画の経過)

- ①策定 平成22年3月
- ②前改訂 平成25年7月 (総合計画の計画期間や推計人口等と整合を図るための改訂)
- ③今回改訂 平成29年3月



2 本市のごみの現状と課題

(1) これまでの主な取り組み

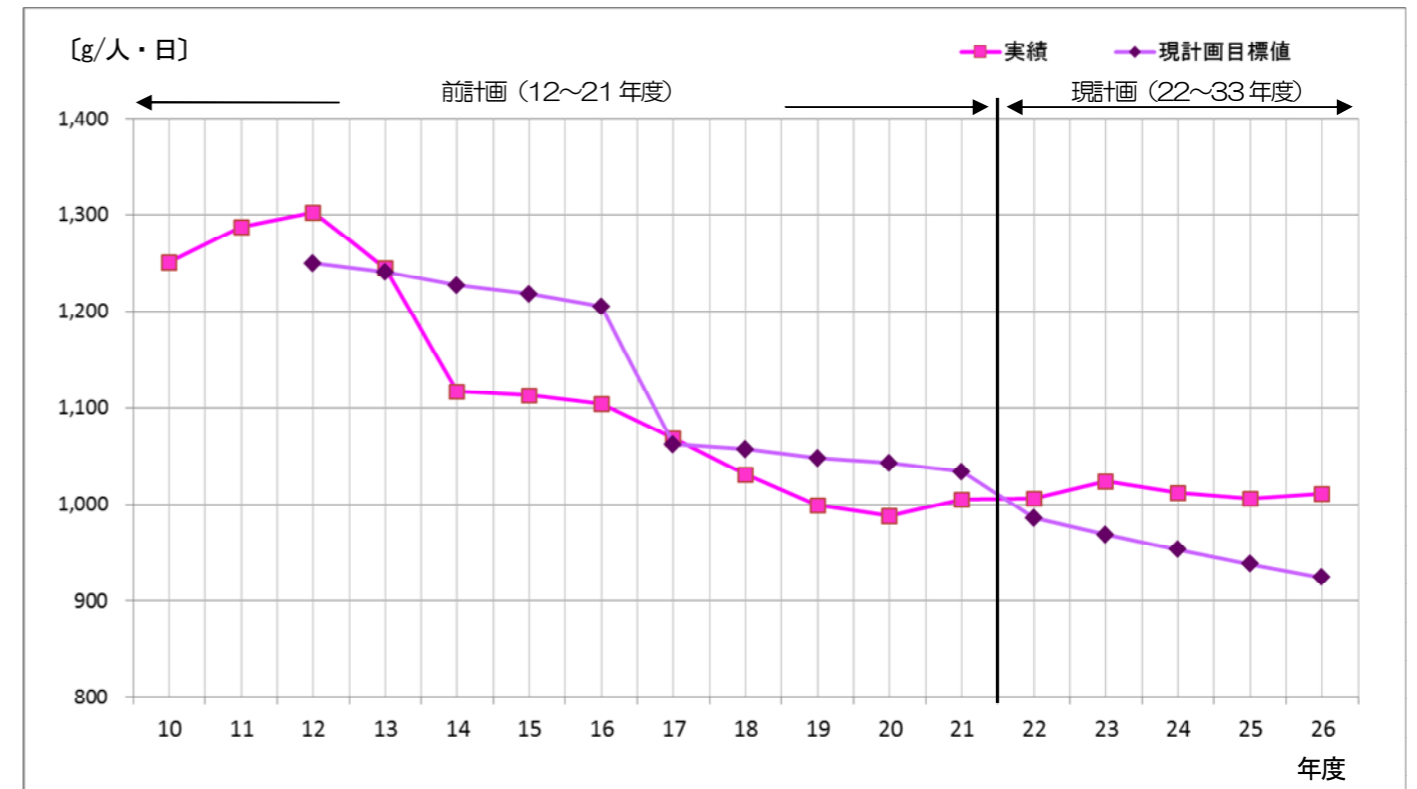
家庭ごみについては、平成9年度から順次分別収集を実施し、現在は15分別16品目資源化を行っています。粗大ごみについては、平成23年10月から有料化を行っています。

また、事業所ごみについては、平成14年4月から計画収集の対象外とし、事業者が直接あるいは許可業者に依頼して有料で市のごみ処理施設に搬入するよう変更したところです。

(2) ごみ排出量の現状

このような取り組みの中、平成12年度をピークに、ごみ排出量は徐々に減少してきましたが、ここ数年は横ばいで推移しており、計画目標値と比べると、26年度の実績では、約9%程度多くなっています。

【市民1人1日あたりのごみ排出量における計画目標値と実績の推移】



3 主な改訂点

- (1) 推計人口の変更にもなうごみ量などの各種数値
- (2) 家庭ごみの有料化や資源化に関する方針
- (3) 一般廃棄物処理業の許可や事業所ごみの適正排出
- (4) バイオガス施設の整備
- (5) 災害廃棄物処理計画

4. 改訂内容の詳細

(1) 推計人口の変更にもなうごみ量などの各種数値

平成29年度から33年度の計画を作成するにあたり、平成26年度を基準年度とします。

また、平成27年12月に策定された「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の推計人口を基に目標値等の各種数値を推計します。

【ごみ処理基本計画】

【現計画：P57】		【改訂素案：P59】	
項目	平成33年度目標値 (目標年度)	項目	平成33年度目標値 (目標年度)
人口	593,773人	人口	598,217人
減量化	【ごみ排出量】 183千t/年 (対基準年度： 16%削減)	【ごみ排出量】 184千t/年 (対基準年度： 18%削減)	【ごみ排出量】 184千t/年 (対基準年度： 18%削減)
	【1人1日あたり排出量】 842g/人・日 (対基準年度： 15%削減)	【1人1日あたり排出量】 842g/人・日 (対基準年度： 17%削減)	【1人1日あたり排出量】 842g/人・日 (対基準年度： 17%削減)
資源化 (資源化率)	42千t/年 (21.8%)	資源化 (資源化率)	43千t/年 (21.8%)
最終処分 (最終処分率)	26千t/年 (13%)	最終処分 (最終処分率)	27千t/年 (14%)

【生活排水処理基本計画】

【現計画：P91】		【改訂素案：P93】	
項目	平成33年度目標値 (目標年度)	項目	平成33年度目標値 (目標年度)
人口	593,773人	人口	598,217人
汚水衛生処理率	96.0%	汚水衛生処理率	96.0%

(2) 家庭ごみの有料化や資源化に関する方針

①ごみの減量化に関する方針

家庭ごみの有料化や資源化について、減量目標や有料化の検討などについて整理します。

【現計画：P66】

(1) ごみ減量化に関する方針

(前略) あわせて、ごみの減量化と資源化などに効果があるごみ処理の有料化について、効果、問題点などを調査・研究していきます。

なお、計画収集に係る粗大ごみについては、平成23年10月から有料化を開始しています。

【改訂素案：P68】

ごみの減量化と資源化などに効果がある家庭ごみの有料化については、まずは有料化によらないごみ減量施策を積極的に行います。また、有料化している中核市の平均ごみ量を目標とし、市民のごみ減量意識の啓発や実践活動の促進に努めることで、更なるごみの減量化・資源化の推進を図ります。その後、一定期間ごみの減量化・資源化の状況を検証し、その推進がみられない場合は、家庭ごみの有料化の手法を用いて、その推進を図ります。

②資源化に関する方針

更なる資源化率の向上のため、新たに資源物として分別収集可能なものの検討について整理します。

【現計画：P66】

(2) 資源化に関する方針

(略) また、小型金属類や小型電子機器類の資源化について、国の動向や民間事業者の受入れ体制の整備状況などを見極めながら、検討を進めます。

【改訂素案：P68】

また、もやせないごみとして収集している小型金属類(鍋、やかん等や掃除機などの電化製品)については、新たに資源物として分別収集する方法を研究・調査し、更なる資源化率の向上を目指します。

(3) 一般廃棄物処理業の許可と事業所ごみの適正排出

①一般廃棄物収集運搬業の許可について

現計画には、一般廃棄物収集運搬業の許可や事業所ごみの適正排出について明記されていないことから、次のように見直します。

【現計画：P69】

(2) 事業系ごみの適正な監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会を実施するとともに、収集・運搬許可業者の研修会や清掃工場への搬入車両の検査を継続して実施します。

あわせて、不法投棄などに対してもパトロールを強化するなど、適正に監督していきます。

【改訂素案：P71】

(2) 事業系ごみの適正排出、指導・監督

①収集・運搬

事業者は事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。そのため、排出事業者は廃棄物を自ら処理施設へ持ち込むか、市の許可を持っている一般廃棄物処理業者に収集運搬の委託をしなければなりません。

また、一般廃棄物収集運搬業の許可については、事業所ごみの排出量等を勘案し、適正な許可業者数など、一般廃棄物処理実施計画で方針を定めます。

②指導・監督

事業所の排出責任や自己処理の徹底を図るため、訪問指導や説明会を実施するとともに、収集・運搬許可業者の研修会や清掃工場への搬入車両の検査を継続して実施します。

あわせて、不法投棄などに対してもパトロールを強化するなど、指導・監督に努めます。

②一般廃棄物処分業の許可について

現計画には一般廃棄物処分業の許可について明記されていないことから、新たに追加します。

【改訂素案：P75】

第6節 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する事項

(略)

5. 一般廃棄物処分業許可

本市においては、一般廃棄物の処理は市の処理施設で行うこととしておりますが、市の施設において処理が困難な一般廃棄物を処理できる民間処理施設を新たに設置する場合、ごみの減量化・資源化の面から、資源化を目的とした中間処理施設のみ許可を行います。

(4) バイオガス施設の整備

生ごみ等の廃棄物を発酵させ、バイオガスを回収するバイオガス施設の整備することから、次のように整理します。

【現計画：P71】

(4) バイオガス施設の整備

本市で発生する生ごみ等の廃棄物を活用して、メタンを主成分とするバイオガスを回収するバイオガス施設の整備を検討し、地球温暖化対策を推進するとともに循環型社会システムの構築を目指すこととしています。これは、環境基本計画の重点プロジェクトにもなっています。

バイオガス施設は、生ごみ等の廃棄物を資源として有効活用できることから、本市が進める3R（Reduce:発生抑制、Reuse:再使用、Recycle:再生利用）運動の推進につながるほか、発生したバイオガスは化石燃料の代替として利用できるため、地球温暖化対策にも有効です。

バイオガス施設の整備にあたっては、排出物である発酵残渣の処理を南部清掃工場で焼却処分することとしており、同工場の焼却炉更新と併せて一体的に整備することにより、発酵残渣の処理や本市全体のごみ処理能力の見直しへの対応が可能となるほか、南部清掃工場のLCC（ライフサイクルコスト）低減や温室効果ガスの削減につながるものと考えています。

バイオガス施設の概要

- ① 処理対象物 南部清掃工場に搬入される事業系の生ごみ・紙ごみ等
- ② 処理能力 30 t/日（1槽）
- ③ 稼働 平成31年度～
- ④ 処理方式 乾式
- ⑤ ガス利用策 精製し、都市ガス事業者へ売却予定



【改訂素案：P73】

市民や事業者が排出した生ごみ等の廃棄物を活用して、メタンを主成分とするバイオガスを回収するバイオガス施設の整備を行います。発生したバイオガスを都市ガスの原料として活用することで、廃棄物を有用な資源として捉える意識の醸成に寄与するなど、循環型社会の形成等の観点からより一歩前進した取り組みを目指しています。

このバイオガス施設は、生ごみ等の廃棄物を資源として有効利用でき、発生したバイオガスは化石燃料の代替として利用できるため、低炭素社会の構築にも有効です。

バイオガス施設の整備概要は、以下のとおりです。

- ①処理対象物 南部清掃工場に搬入される生ごみ・紙ごみ及びし尿処理施設からの脱水汚泥
- ②処理能力 60日/t
- ③処理方式 乾式メタンガス発酵方式
- ④ガス利用策 バイオガス精製（都市ガス事業者へ売却予定）
- ⑤稼働予定 平成33年度

(5) 災害廃棄物処理計画

平成28年8月6日付けの国からの災害廃棄物処理計画についての通知に基づき、新たに災害廃棄物処理計画の策定について整理します。

【現計画：P75】

1. 災害時における対応

風水害・火山災害、地震時におけるごみ処理対策を、鹿児島市地域防災計画に定めています。計画に従い、収集・運搬、仮搬入先の確保等について適切に対応します。

また、本市のみで対応困難な状況にあるときには、県に応援あつせんを依頼し処理対応を行います。



【改訂素案：P77】

風水害・火山災害、地震時におけるごみ処理対策を、鹿児島市地域防災計画に定めています。災害発生時には、防災計画に従い、収集・運搬、仮搬入先の確保等について適切に対応し、本市のみで対応が困難な場合は、県に応援斡旋を依頼し、処理対応を行います。

なお、大規模災害に対応するため、国の災害廃棄物対策指針や県の災害廃棄物処理計画との整合性を図りながら、別途、災害廃棄物処理計画を策定することとします。

5. 今後のスケジュール

平成28年 8月	第4回 清掃事業審議会	改訂素案について
9月	議会報告	パブリックコメント手続実施前報告
10月	パブリックコメント実施	
12月	議会報告	パブリックコメント手続結果報告
平成29年 1月	第5回 清掃事業審議会	パブリックコメント手続結果報告及び改訂案について
3月	計画公表	